

6 介護予防短期入所生活介護

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
社会福祉法人みはら福祉会 南あわじ市八木養宜上字中山1018	特別養護老人ホーム「太陽の家」短期入所生活介護事業 南あわじ市八木養宜上字中山1018	事業所所在地	南あわじ市八木養宜上字中山1018	平成18年5月27日
			南あわじ市八木養宜上1018	

7 介護予防福祉用具貸与

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
株式会社ダスキンユニオン 加古川市野口町坂元329-60	ダスキンレントオール神戸西ステーション 神戸市西区王塚台1丁目1014-4	事業所名称	ダスキンレントオール神戸西ステーション	平成18年4月1日
			ヘルスレント神戸西ステーション	
株式会社ゆずりは 伊丹市南本町1丁目2番6号ファミリーコーポ9-101	株式会社ゆずりは 伊丹市南本町1丁目2番6号ファミリーコーポ9-101	事業所所在地	伊丹市南本町1丁目2番6号ファミリーコーポ9-101	同
			伊丹市南本町1丁目2-10	
有限会社エコー企画 大阪市北区堂島2丁目1-27	エコー・スマイル・サプライ 宝塚市川面3丁目23-5	事業所名称	エコー・スマイル・サプライ	平成18年9月1日
			スマイルサプライ	
有限会社あっと・はんど 神戸市西区秋葉台3丁目2-315	有限会社あっと・はんど 神戸市西区秋葉台3丁目2-315	事業所所在地	神戸市西区秋葉台3丁目2-315	同
			神戸市西区秋葉台2丁目149-66	

8 特定介護予防福祉用具販売

申請（開設）者の名称及び 主たる事務所の所在地	事業所の名称及び 事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
株式会社ダスキンユニ オン 加古川市野口町坂元3 29-60	ダスキンレントオー ル神戸西ステーショ ン 神戸市西区王塚台1 丁目1014-4	事業所名称	ダスキンレントオー ル神戸西ステーショ ン	平成18年4月1日
			ヘルスレント神戸西 ステーション	
株式会社ゆずりは 伊丹市南本町1丁目2 番6号 ファミリーコー ポ9-101	株式会社ゆずりは 伊丹市南本町1丁目 2番6号 ファミリー コーポ9-101	事業所所在地	伊丹市南本町1丁目 2番6号 ファミ リーコーポ9-10 1	同
			伊丹市南本町1丁目 2-10	
有限会社エコー企画 大阪市北区堂島2丁目 1-27	エコー・スマイル・サ プライ 宝塚市川面3丁目2 3-5	事業所名称	エコー・スマイル・サ プライ	平成18年9月1日
			スマイルサプライ	
有限会社あっと・はん ど 神戸市西区秋葉台3丁 目2-315	有限会社あっと・は んど 神戸市西区秋葉台3 丁目2-315	事業所所在地	神戸市西区秋葉台3 丁目2-315	同
			神戸市西区秋葉台2 丁目149-66	

兵庫県告示第502号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成19年4月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 介護予防訪問介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人千ヶ峰会	多可郡多可町加美区 多田430番地10	浜山高齢者介護支 援センター	神戸市兵庫区浜中町 1丁目16番18号	平成18年6月30日
株式会社クリスタル介 護センター	東京都中野区弥生町 5丁目20-7 ヴェール第16ビル	クリスタル介護セ ンター三宮	同 市中央区東町1 16-2オールドブ ライトビル702号	同
株式会社ジョイ介護セ ンター	神戸市垂水区宮本町 1-21	ジョイ介護セン ター兵庫ステー ション	同 市長田区二葉町 6丁目7-1-10 4ダワーズコート6 番館	平成18年7月14日
有限会社丸尾介護サー ビス	姫路市八代東光寺町 9-21	有限会社丸尾介護 サービス	姫路市八代富士才町 792	同 年6月30日

医療法人社団河合医院	神戸市兵庫区下沢通 7丁目2-18	かみさわ居宅介護 支援センター	神戸市兵庫区下沢通 7丁目2-18	同 年9月1日
株式会社ウェルケア	西宮市津門稲荷町5 番6号中村ビル	ホームヘルパース テーションウェル ケア西宮	西宮市津門稲荷町5 -6	同 年8月15日
有限会社ケア・サポ ートきらら	同 市山口町上山口 3-19-28	有限会社ケア・サ ポートきらら	同 市山口町上山口 3-19-28	同 月31日
有限会社T o S i	尼崎市立花町2丁目 15-3	介護センターあお ぞら	尼崎市立花町2丁目 15-3	同
社会福祉法人有隣会	神戸市西区平野町印 路887-8	ヘルパーステー ションたんぼぼ	神戸市西区伊川谷町 有瀬31-1ファル ファーラ伊川谷20 3号	平成18年9月30日

2 介護予防訪問看護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人永松医院	大阪府枚方市招提元 町2-1-21	訪問看護ステー ションマイソール	芦屋市業平町8-1 4-404	平成18年6月30日
有限会社丸尾介護サー ビス	姫路市八代東光寺町 9-21	訪問看護ステー ション城北	姫路市八代富士才町 792	同

3 介護予防通所介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ピナクル	京都市下京区南不動 堂町805	デイサービスセン ターこんべいとう	神戸市北区山田町小 部字向井谷1-1	平成18年6月30日
社会福祉法人千ヶ峰会	多可郡多可町加美区 多田430番地10	浜山高齢者介護支 援センター	同 市兵庫区浜中町 1丁目16番18号	同
尼崎医療生活協同組合	尼崎市稲葉荘4丁目 3-19	デイサービスセン ターこぶし	尼崎市長洲東通1丁 目9-36	平成18年7月31日
株式会社ベストウェル	神戸市東灘区御影町 郡家字下山田70番 26号	はつらつ館花山	神戸市長田区花山町 1丁目5-5	同 年8月31日
松下電工株式会社	大阪府門真市大字門 真1048	松下電工エイジフ リー・宝塚デイセ ンター	宝塚市高司1-6- 18リバーウエスト 宝塚1階	同 年9月30日

4 介護予防短期入所生活介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人千ヶ峰会	多可郡多可町加美区 多田430番地10	浜山高齢者介護支 援センター	神戸市兵庫区浜中町 1丁目16番18号	平成18年6月30日

5 介護予防短期入所療養介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団鈴木整形外科	洲本市納231	鈴木整形外科	洲本市納231	平成18年7月31日
神崎病院	尼崎市浜3丁目1-10	神崎病院	尼崎市浜3丁目1-10	同 年9月1日
医療法人社団光風会長久病院	姫路市広畑区長町2丁目1	長久病院	姫路市広畑区長町2丁目1	同 年8月31日
医療法人社団石橋内科	同 市広畑区東新町2丁目49-5	医療法人社団石橋内科	同 市広畑区東新町2丁目49-5	同

6 介護予防福祉用具貸与

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社みのり	宝塚市米谷2丁目13-3-307	福祉用具相談所みのり	宝塚市売布2丁目1-11	平成18年5月31日
アビリティーズ・ケアネット株式会社	東京都渋谷区代々木4丁目31-6西新宿松尾ビル5F	アビリティーズ・ケアネット株式会社神戸営業所	神戸市須磨区中落合2-2-7須磨パティオ健康館1階	同 年6月30日
株式会社ひまわり	神戸市中央区江戸町95	介護ショップひまわり東神戸店	同 市東灘区魚崎北町5丁目8-26	同
株式会社コスモライフ	加古川市加古川町備後358-1	株式会社コスモライフメディカルケア事業部	尼崎市水堂町4丁目18-18	平成18年7月31日
株式会社クラヤ三星堂	東京都中央区八重洲2丁目7-15	ケアアシストプラザKOBE	神戸市長田区庄山町1丁目4-21-106	同 年9月30日

7 特定介護予防福祉用具販売

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社みのり	宝塚市米谷2丁目13-3-307	福祉用具相談所みのり	宝塚市売布2丁目1-11	平成18年5月31日
アビリティーズ・ケアネット株式会社	東京都渋谷区代々木4丁目31-6西新宿松尾ビル5F	アビリティーズ・ケアネット株式会社神戸営業所	神戸市須磨区中落合2-2-7須磨パティオ健康館1階	同 年6月30日
株式会社コスモライフ	加古川市加古川町備後358-1	株式会社コスモライフメディカルケア事業部	尼崎市水堂町4丁目18-18	平成18年7月31日
株式会社クラヤ三星堂	東京都中央区八重洲2丁目7-15	ケアアシストプラザKOBE	神戸市長田区庄山町1丁目4-21-106	同 年9月30日

~~~~~

兵庫県告示第503号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施

設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友金属工業(株)鋼管カンパニー特殊管事業所  
尼崎市東向島西之町1番地  
事務所長 中西廉平
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友金属工業(株)鋼管カンパニー特殊管事業所  
尼崎市東向島西之町1番地
- (3) 特定施設に関する事項

| 種 類                                     | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.1) |       | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.2) |       |       |
|-----------------------------------------|-----------------------------|-------|-----------------------------|-------|-------|
|                                         | 通常                          | 最大    | 通常                          | 最大    |       |
| 能 力                                     | 5t/時                        |       | ピレット48t/時                   |       |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                       | 許可後                         |       | 同 左                         |       |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                       | 着手後1箇月                      |       | 同 左                         |       |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                       | 完成後                         |       | 同 左                         |       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                     | 24時間連続                      |       | 同 左                         |       |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                           | なし                          |       | 同 左                         |       |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚水状態の通常の値及び最大の値 | 区 分                         | 通常    | 最大                          | 通常    | 最大    |
|                                         | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数)  | 2~4   | 2~11                        | 7~9   | 8~11  |
|                                         | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)     | 23.1  | 61.5                        | 44.1  | 60    |
|                                         | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)       | 49.2  | 225.1                       | 114.1 | 186.5 |
|                                         | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)      | 14.8  | 362.5                       | 8.3   | 12.3  |
|                                         | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)      | 9     | 112.4                       | -     | -     |
|                                         | り ん 含 有 量<br>(単位 mg/L)      | 0.88  | 26.4                        | 0.1   | 0.1   |
| ふ っ 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)                | 6.2                         | 319.3 | -                           | -     |       |

|                                                  |       |       |      |      |
|--------------------------------------------------|-------|-------|------|------|
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L)       | 9     | 112.4 | -    | -    |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)                     | 7.9   | 17.2  | 21.1 | 27.3 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 841.8 | 841.8 | 31.1 | 31.1 |

備考 既設特定施設を廃止するとともに、他工程で変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年4月17日から同年5月8日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び尼崎市美化環境局環境対策部公害対策課

兵庫県告示第504号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社神戸製鋼所 高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目3-1  
所長 作田 慎治
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社神戸製鋼所 高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目3-1
- (3) 特定施設に関する事項

|                     |                   |                               |    |    |    |
|---------------------|-------------------|-------------------------------|----|----|----|
| 種 類                 | 61号= 焼入れ施設        | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No.1、2) |    |    |    |
| 能 力                 | 170m <sup>2</sup> | 217L                          |    |    |    |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日   | 許可後               | 同 左                           |    |    |    |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日   | 着手後3箇月            | 同 左                           |    |    |    |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日   | 完成後               | 同 左                           |    |    |    |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 0時~24時 最大24時間     | 8時~18時 10時間                   |    |    |    |
| 使用時間の季節的変動の概要       | なし                | 同 左                           |    |    |    |
|                     | 区 分               | 通常                            | 最大 | 通常 | 最大 |

(3) 排出水の汚染状態及び量

| 変更前後の区分                       | 変更前  |       | 変更後   |       |
|-------------------------------|------|-------|-------|-------|
|                               | No.1 | No.2  | No.1  | No.2  |
| 排水口名                          | No.1 |       |       |       |
|                               | No.2 |       |       |       |
| 排水量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日) | 通常   | 6,851 | No.1  | No.2  |
|                               | 最大   | 7,549 | 2,139 | 2,387 |
| 水素イオン濃度<br>(水素指数)             | 通常   | 7     | 7     | 7     |
|                               | 最大   | 6~8   | 6~8   | 6~8   |
| 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)       | 通常   | 4     | 4     | 4     |
|                               | 最大   | 9     | 5     | 9     |
| 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)         | 通常   | 6     | 4     | 4     |
|                               | 最大   | 8     | 5     | 8     |
| 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)        | 通常   | 5     | 5     | 5     |
|                               | 最大   | 12    | 10    | 12    |
| 窒素含有量<br>(単位 mg/L)            | 通常   | 13    | 7     | 7     |
|                               | 最大   | 26    | 10    | 10    |
| りん含有量<br>(単位 mg/L)            | 通常   | 0.2   | 0.1   | 0.1   |
|                               | 最大   | 0.5   | 0.2   | 0.2   |
| ふっ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)       | 通常   | 1     | -     | -     |
|                               | 最大   | 4     | -     | -     |

No.3の非常用排水口とする

| 変     |  | 更     |  | 後     |  |
|-------|--|-------|--|-------|--|
| No.1  |  | No.2  |  | No.3  |  |
| 2,387 |  | 2,139 |  | 6,851 |  |
| 7     |  | 7     |  | 7     |  |
| 6~8   |  | 6~8   |  | 6~8   |  |
| 4     |  | 4     |  | 4     |  |
| 5     |  | 5     |  | 9     |  |
| 4     |  | 4     |  | 6     |  |
| 5     |  | 5     |  | 8     |  |
| 5     |  | 5     |  | 5     |  |
| 10    |  | 10    |  | 12    |  |
| 7     |  | 7     |  | 13    |  |
| 10    |  | 10    |  | 26    |  |
| 0.1   |  | 0.1   |  | 0.2   |  |
| 0.2   |  | 0.2   |  | 0.5   |  |
| -     |  | -     |  | 1     |  |
| -     |  | -     |  | 4     |  |

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年4月17日から同年5月8日まで  
 (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び尼崎市美化環境局環境対策部公害対策課

## 兵庫県告示第506号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき除去し、保管した工作物について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成19年4月17日

河川管理者

中播磨県民局長 原田 彰

- 1 保管した工作物  
別表のとおり
- 2 当該工作物の保管の場所  
姫路市飾磨区中島字宝来3067番5（姫路港中島コンテナヤード東野積場）
- 3 保管した工作物の返還の手続き  
工作物の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所に提出し返還を受けること。

## 別表

| 保管した工作物 |                                          |    | 保管した工作物が<br>放置されていた場所 | 除去した年月日時      | 備考  |
|---------|------------------------------------------|----|-----------------------|---------------|-----|
| 名称又は種類  | 形状又は特徴                                   | 数量 |                       | 保管を始めた年月日時    |     |
| ボート     | 約3.0m（長さ）<br>×約1.2メートル（幅）<br>白（内色）・白（外色） | 1  | 姫路市八家地先               | 平成18年6月16日10時 | 水面上 |
|         |                                          |    |                       | 平成18年6月16日11時 |     |

## 兵庫県告示第507号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課景観形成室に提出すること。

平成19年4月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 リゾートトラスト株式会社  
代表者の氏名 伊藤 勝 康  
住所 名古屋市中区東桜2-18-31
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 （仮称）エクシブ有馬  
所在地 神戸市北区有馬町字ウツギ谷1661番1の一部 他
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び神戸県民局県土整備部まちづくり課  
縦覧期間 平成19年4月17日から同年5月1日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先



提出期間 平成19年4月17日から同年5月1日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課景観形成室

#### 兵庫県告示第508号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、神戸国際港都建設計画事業の事業計画の変更認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第37号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画公園事業  
7.4.6号 舞子公園
- 2 施行者の名称  
兵庫県
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地の所在地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
平成18年近畿地方整備局告示第161号の事業地のうち東舞子町地内において事業地を変更する。
- 5 事業施行期間  
平成18年9月26日から平成21年3月31日まで

## 公 告

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年4月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ヤマダ電機テックランド三木店  
所在地 三木市大村621ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ヤマダ電機  
代表者の氏名 山田 昇  
住所 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ヤマダ電機  
代表者の氏名 山田 昇  
住所 三木市大村621ほか
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年12月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,603平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数  
174台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
90台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
333.56平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
75.00立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻：午前10時 閉店時刻：午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成19年4月3日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成19年4月17日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成19年8月17日  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に係る届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年4月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ熊見店
所在地 姫路市勝原区熊見字西ノホ82-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 マックスバリュ西日本株式会社
代表者の氏名 藤本 昭
住所 姫路市北条口四丁目4番地
名称 タキヤ株式会社
代表者の氏名 瀧川 清 統
住所 尼崎市北大物町16番7号
名称 サムシング日栄株式会社
代表者の氏名 溝内 弘
住所 姫路市飾磨区今在家七丁目99番地

名称 株式会社万富

代表者の氏名 寺田博俊

住所 揖保郡太子町糸井296番地の2

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 原田昭彦

住所 姫路市北条口四丁目4番地

名称 タキヤ株式会社

代表者の氏名 瀧川清統

住所 尼崎市北大物町16番7号

名称 サムシング日栄株式会社

代表者の氏名 溝内弘

住所 姫路市飾磨区今在家七丁目99番地

名称 株式会社万富

代表者の氏名 寺田博俊

住所 揖保郡太子町糸井296番地の2

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 藤本昭

住所 姫路市北条口四丁目4番地

名称 タキヤ株式会社

代表者の氏名 瀧川清統

住所 尼崎市北大物町16番7号

名称 サムシング日栄株式会社

代表者の氏名 溝内弘

住所 姫路市飾磨区今在家七丁目99番地

名称 株式会社万富

代表者の氏名 寺田博俊

住所 揖保郡太子町糸井296番地の2

(2) 駐車場の収容台数

ア 変更前

277台

イ 変更後

220台

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成19年3月1日

(2) 駐車場の収容台数

平成19年11月30日

5 届出年月日

平成19年3月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年4月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年8月17日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年4月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 グリーンプラザべふ
所在地 加古川市別府町緑町2番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 多木化学株式会社
代表者の氏名 多木隆元
住所 加古川市別府町緑町2番地
名称 別府鉄道株式会社
代表者の氏名 今井衛国
住所 加古川市別府町緑町8番地
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
ア 変更前 24,587平方メートル
イ 変更後 31,800平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置及び収容台数
ア) 変更前 1,200台
イ) 変更後 1,580台
イ 駐輪場の位置及び収容台数
ア) 変更前 585台
イ) 変更後 757台
ウ 荷さばき施設の位置及び面積
ア) 変更前 283平方メートル
イ) 変更後 398平方メートル
エ 廃棄物等保管施設の位置及び容量
ア) 変更前 98.3平方メートル
イ) 変更後 118.2平方メートル
- 4 変更する年月日
平成19年11月28日
- 5 届出年月日
平成19年3月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成19年4月17日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成19年8月17日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号

大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成19年4月17日

淡路県民局長 原 田 一二三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 株式会社リベラルスーパーチェーン洲本店
所在地 洲本市本町7丁目4番33号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,049平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
693平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成18年10月7日
- 5 届出年月日
平成19年3月27日

公安委員会規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月17日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第6号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成4年兵庫県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第94号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年4月17日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉修悟

- 1 講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）
 - (2) 実施日
平成19年5月22日（火）から同月25日（金）までの4日間

- (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階会議室
- (4) 修了考査の実施
講習最終日は、修了考査（14問35分）を実施する。
- 2 受講定員
80人
- 3 受講対象者
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者（既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、2号業務以外の指導教育責任者資格者証等（規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。）の交付を受けている者を含む。）
- 4 受付期間等
(1) 受付は、平成19年4月23日（月）から同年5月7日（月）までとする。
(2) 受験申込みの受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- 5 申込先
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）
- 6 申込時の提出書類
(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
(2) 旧資格者証の写し
- 7 受講手数料
23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習会初日に納付するものとする。
- 8 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 9 その他
(1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。
(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
(3) 郵送による申込みは、受け付けない。
(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにすること。
(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- 10 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会
- 11 問い合わせ先
(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話（078）341-7441 内線 3046
(3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話（078）252-0166

道路公社公告

兵庫県道路公社国民保護業務計画

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第36条第2項の規定に基づき、兵庫県道路公社国民保護業務計画を策定したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年4月17日

兵庫県道路公社
理事長 原 口 和 夫

兵庫県道路公社国民保護業務計画

平成19年4月1日

目 次

第1章 総則

第1節 計画の目的

第2節 基本方針

第2章 平素の備え

第1節 活動体制の整備

第2節 関係機関との連携

第3節 情報提供の備え

第4節 警報の通知体制の整備

第5節 避難・救援に関する備え

第6節 交通の管理に関する備え

第7節 応急の復旧に関する備え

第8節 訓練・啓発等の実施

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

第2節 活動体制の確立

第3節 安全の確保

第4節 関係機関との連携

第5節 国民への情報提供

第6節 警報の通知

第7節 避難・救援に関する措置

第8節 交通の管理

第9節 施設の適切な管理及び安全確保

第10節 安否情報の収集

第4章 応急の復旧

第1節 応急の復旧の実施

第2節 情報の収集

第3節 支援の要請

第4節 兵庫県への報告

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 活動体制の確立

第2節 警報の通知及び伝達

第3節 緊急対処保護措置の実施

第6章 計画の適切な見直し

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、兵庫県道路公社（以下「公社」という。）が建設・管理する道路等の施設（以下「道路施設等」という。）に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、兵庫県（以下「県」という。）及び他の関係機関と連携協力し、道路施設等に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

第2章 平素の備え

第1節 活動体制の整備

1 組織の整備

道路施設等に係る国民保護措置、緊急対処保護措置などに関する事務についての事務所内の連絡及び調整を図るための組織を、自然災害に対する既存の組織等も有効に利用しつつ、整備するものとする。

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

国民保護措置の実施状況、道路施設等の被災情報などを迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。

夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても社内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルート多重化、代行する職員の指定等障害発生時に備えた情報収集、集約及び連絡体制を整備するものとする。

(2) 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関と連携しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努めるものとする。

平素から国民保護措置に必要な通信手段の点検を定期的実施するものとする。

3 緊急参集体制及び活動体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための公社における必要な体制を迅速に確立するため、自然災害に対する既存の組織等も有効に活用しつつ、関係職員の緊急参集についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員に周知するものとする。

緊急参集を行う関係職員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法を事前に確認しておくものとする。

防災のための備蓄を活用しつつ、事務所の非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄等に努めるものとする。

第2節 関係機関との連携

平素から、県、関係地方公共団体、関係有料道路事業者（以下「関係機関」という。）との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 情報提供の備え

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、道路施設等の被災情報などの情報を、報道機関への発表、公社ホームページなどを活用して、国民に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

情報提供の体制の整備に当たっては、現に道路施設等を利用している者に対しても迅速な情報伝達ができるよう努めるものとする。

第4節 警報の通知体制の整備

国から県に対して警報が通知された場合において、県から公社へ警報の伝達が速やかに行われるよう、連絡方法、連絡手順等必要な事項を、あらかじめ定めるものとする。

第5節 避難・救援に関する備え

1 避難及び救援に対する支援に関する備え

道路施設等が兵庫県知事（以下「知事」という。）により避難施設に指定された場合には、避難住民の受け入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 避難誘導

現に道路施設等を利用している者が、迅速に避難又は待避できるよう、誘導の体制の整備に努めるものとする。

第6節 交通の管理に関する備え

武力攻撃事態等において、県及び兵庫県警（以下「県警」という。）と連携して、道路施設等の利用者に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

第7節 応急の復旧に関する備え

武力攻撃事態等において、道路施設等の応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効

に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

武力攻撃事態等において、応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

第8節 訓練・啓発等の実施

1 訓練の実施

関係省庁、県、関係地方公共団体、指定公共機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

訓練参加後には評価を行い、課題等を明らかにし、国民保護措置の実施の改善に反映させるものとする。

2 職員への啓発

国民保護措置の円滑な実施を図るため、職員に対する国民保護措置の普及・啓発を行うものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、速やかに県へ情報連絡を行うとともに、情報連絡のために必要な通信手段を確保し、道路施設等の安全の確認を行い、被害の有無などの情報を迅速に収集するものとする。

第2節 活動体制の確立

1 災害対策本部等の設置

(1) 緊急体制

県の危機管理連絡会議が設置された場合には、兵庫県道路公社危機管理対策要綱（以下「危機管理対策要綱」という。）に定める緊急体制を発令し、情報の収集等を実施するものとする。

(2) 非常体制及び災害対策本部の設置

県の危機管理対策本部又は国民保護対策本部が設置された場合であって、道路施設等に係る国民保護措置などを実施する必要があるときは、直ちに危機管理対策要綱に定める非常体制を発令するとともに災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

対策本部は、事務所内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び事務所内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとし、武力攻撃事態等の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。

対策本部を設置した場合には、関係機関等に対し、連絡窓口等を連絡するものとする。

2 情報収集及び報告

(1) 情報収集及び報告

対策本部は、国民保護措置の実施状況、道路施設等の被災情報及び通信手段の情報などの武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、必要に応じ、県に報告するものとする。

対策本部は、県より武力攻撃事態等の状況、関係地方公共団体及び関係有料道路事業者等の行う国民保護措置の安全確保に関する情報などについて収集を行うとともに、事務所内での共有を行うものとする。

(2) 通信体制の確保

武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。

国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

3 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、関係職員に緊急参集を行わせるものとする。

第3節 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、関係機関と連携しつつ、職員ほか公社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとし、必要に応じ、知事に対し、国民保護法第158条第3項に基づき、同条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書の使用の許可を求めるものとする。

第4節 関係機関との連携

関係機関等と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。

知事等から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、当該要請の趣旨を尊重し、必要に応じ、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第5節 国民への情報提供

関係機関と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、道路施設等の被災情報等を、報道機関への発表、公社ホームページなどを活用して、国民に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

現に道路施設等を利用している者への迅速な情報伝達を行うよう努めるものとする。

第6節 警報の通知

県から警報の通知を受けた場合は、速やかに職員に通知するものとする。また、警報の解除の通知を受けた場合も同様とする。

第7節 避難・救援に関する措置

1 避難・救援に対する支援

道路施設等であって、あらかじめ知事より避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受け入れを行うこととなった場合には、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 避難誘導

現に道路施設等を利用している者が、迅速に避難又は待避できるよう、誘導の措置を講ずるものとする。

第8節 交通の管理

県及び県警と協議したうえで、道路の通行禁止等必要な措置を講じ、県及び県警と連携して、直ちに道路施設等の利用者に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報の周知徹底を図るものとする。

第9節 施設の適切な管理及び安全確保

公社が管理する施設について、巡回の強化など、安全確保のための措置の実施に努めるものとする。

安全確保のための措置を実施しようとする場合には、必要に応じ、県警、消防機関等に対し、助言、資機材の提供、職員の派遣などの支援を求めるものとする。

第10節 安否情報の収集

安否情報を収集した場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

第4章 応急の復旧

第1節 応急の復旧の実施

武力攻撃災害が発生した場合、道路施設等について、安全の確保に配慮した上で、速やかに点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送路を最優先して確保するために必要な応急の復旧のための措置を実施するものとする。

第2節 情報の収集

関係機関等の被災情報及び応急の復旧の実施状況の情報収集に努めるものとする。

第3節 支援の要請

応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって、自らの要員、資機材などによっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

第4節 兵庫県への報告

対策本部は、必要に応じ、被災情報、応急の復旧の実施状況の情報を県に報告するものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 活動体制の確立

県の国民保護対策本部が設置された場合であって、道路施設等に係る緊急対処保護措置などを実施する必要があるときは、対策本部を設置し、事務所内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

第2節 警報の通知及び伝達

県から警報の通知を受けた場合は、武力攻撃事態等の警報の通知及び伝達に準じて、速やかに職員に通知するものとする。また、警報の解除の通知を受けた場合も同様とする。

第3節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第4章の定めに従って行うこととする。

第6章 計画の適切な見直し

適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

この計画を変更するため必要があると認められるときは、関係機関等の意見を聴取するものとする。

この計画を変更したときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに、知事に報告するものとする。

この計画を変更したときは、速やかに関係地方公共団体の長に通知するとともに、公表するものとする。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。